

戸籍等交付請求書（郵送）

浅口市長 あて

年 月 日

どなたの証明が必要ですか ※本籍・筆頭者は必須項目です

本籍	岡山県浅口市			※番地まで必要です
筆頭者の氏名		生年月日	大・昭 平・令	年 月 日
必要な人の氏名		生年月日	大・昭 平・令	年 月 日

何が必要ですか

戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	450 円	通	※提出先から内容について指定があった場合は詳しくご記入ください。(例)〇〇の出生から死亡まで、〇〇と△△の続柄がわかるものなど ※請求内容によっては複数通戸籍がでる場合があります。	
戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	450 円	通		
除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	750 円	通		
除籍個人事項証明書 (除籍抄本)	750 円	通		
改製原戸籍(謄本・抄本)	750 円	通		
戸籍の附票(全員・個人)	300 円	通	附票への記載が必要な場合は必ずチェックを入れてください。 (チェックがない場合は記載されません。) <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者	証明が必要な住所があれば必ずご記入ください。 住所① _____ 住所② _____ 住所③ _____ (保存年限が切れている場合は、交付することができません。)
身分証明書	300 円	通		
独身証明書	300 円	通		
受理証明書(届)	350 円	通		
その他 ()				
使用目的	相続・パスポート・年金・資格試験・その他()			

どなたが請求されますか

住所	〒			
氏名		生年月日	大・昭 平・令	年 月 日
電話番号	昼間連絡がとれる電話番号を必ずご記入ください。 (自宅・勤務先・携帯) TEL - -		必要な人との続柄	

※必要な戸籍の金額が分からない方は、多めに定額小為替を送ってください。(おつりが出たらお返しし、足りなければ電話で不足分の金額を連絡し、不足分を送っていただき、それから送付します。)(例：出生から死亡までだと、おおむね3～5千円)

※偽りその他不正の手段により交付を受けた者は、30万円以下の罰金または10万円以下の過料に処せられます。

(戸籍法第135条・136条)

※請求者の現住所以外に送付することはできません。

※請求者の本人確認書類(運転免許証などの現住所の記載のあるもの)の写しを同封してください。

☆郵便での戸籍謄抄本等の請求方法について☆

下記①②③④を同封し、浅口市役所市民課にご請求ください。

① 「請求書」 請求書に必要事項を記入してください。

本籍と筆頭者（戸籍の最初に書いてある人で、亡くなられていても変わりません。）は必須項目です。

各種抄本、身分証明書、独身証明書が必要な場合は「必要な人の氏名」に氏名を記載してください。昼間の連絡先、電話番号を必ず記入してください。

② 「手数料」を同封してください。

手数料は、定額小為替（郵便局で売っています。）をお願いします。

※定額小為替には何も記入しないで下さい。

※切手はご遠慮ください。

（切手は、現金に替えられませんが手数料としては納められません。）

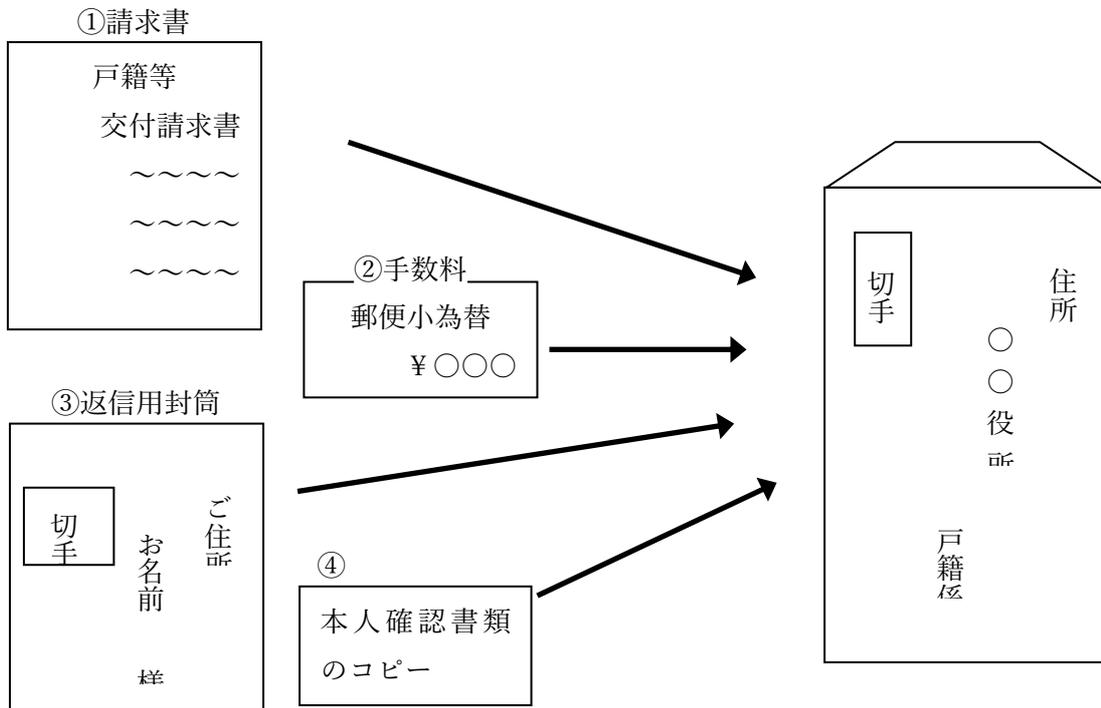
③ 「返信用の封筒」を同封してください。

〔返送先の住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。〕

※住民登録している住所か、本人確認書類に記載されている住所にしか返送できません。

※請求書類が多い場合は、余分に切手を同封してください。

④ 申請者の本人確認できる書類（免許証・保険証等）のコピーを添付してください。



(お願い)

郵送の場合は、配達の日数と役所での処理日数が必要です。市役所に書類が届き次第処理をして返送をしておりますが、日数に余裕をもって申請してください。

その他不明な点は下記お問合せ先へご相談ください。

〈お問い合わせ先〉 〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

浅口市役所 市民課

☎0865-44-9042